

防疫等作業手当の特例の運用状況調査（第2回）の結果について

1. 調査対象

都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）(3,299 団体)

2. 調査時点

令和3年1月1日

3. 調査目的・結果

防疫等作業手当の特例について、令和2年7月7日付けで各地方公共団体における対応状況を調査し、9月1日付けで結果を公表したところであるが、その後の対応状況について改めて調査を行い、制度の創設・変更にあたっての検討に資するよう、各団体における特例の創設状況等を各地方公共団体に提供するもの。

<結果概要>

(単位：団体)

| 防疫等作業手当の特例（第1号相当） | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 | 特別区 | その他市町村 | 一部事務組合等 | 合計 |
|--|------------------|------------|------------|------------|----------------|------------------|------------------|
| I 防疫等作業手当の特例を創設 ※下段の（ ）内は、第1回調査結果 | 47 (44) | 20 (19) | 58 (41) | 19 (14) | 616 (269) | 229 (71) | 989 (458) |
| 制定方法 | | | | | | | |
| ① 条例・規則等を改正、制定 | 42 | 16 | 54 | 19 | 579 | 198 | 908 |
| ② 上記以外（規程の改正・制定、附則、特例条例制定等） | 5 | 4 | 4 | 0 | 37 | 31 | 81 |
| 職種・職員 | | | | | | | |
| ③ 全職種・全職員 | 44 | 18 | 53 | 4 | 548 | 191 | 858 |
| ④ 上記以外 | 3 | 2 | 5 | 15 | 68 | 38 | 131 |
| 作業場所について | | | | | | | |
| ⑤ 武漢からの政府チャーター機、ダイヤモンド・プリンセス(DP)号、横国号・DP号下船者が宿泊する施設内 | 11 | 1 | 19 | 4 | 116 | 20 | 171 |
| ⑥ 上記(⑤)以外のうち、 | ・病院 | 41 | 17 | 42 | 18 | 424 | 113 |
| | ・患者収容等に当たる宿泊施設 | 47 | 16 | 38 | 16 | 277 | 43 |
| | ・病院・宿泊施設への移動時の動線 | 42 | 14 | 50 | 18 | 355 | 124 |
| | ・病院・宿泊施設への移動時の車内 | 47 | 19 | 53 | 19 | 380 | 146 |
| ⑦ ⑤・⑥以外 | 41 | 17 | 46 | 15 | 286 | 109 | 514 |
| 作業要件について | | | | | | | |
| ⑧ 対象者に接して行う作業、対象者が使用した物件の処理、施設内における長時間のリエンズ、生活支援全般 | 44 | 19 | 52 | 15 | 562 | 198 | 890 |
| ⑨ 上記以外 | 19 | 10 | 30 | 10 | 162 | 85 | 316 |
| 支給額 | | | | | | | |
| ⑩ 3,000円(作業要件等によっては4,000円) | 39 | 14 | 44 | 13 | 508 | 161 | 779 |
| ⑪ 上記以外 | 8 | 6 | 14 | 6 | 108 | 68 | 210 |
| II 検討中 ※下段の（ ）内は、第1回調査結果 | 0 (3) | 0 (1) | 2 (16) | 0 (4) | 202 (296) | 109 (145) | 313 (465) |
| III 創設予定なし ※下段の（ ）内は、第1回調査結果 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (3) | 4 (5) | 820 (1,073) | 1,173 (1,295) | 1,997 (2,376) |
| 合計 | 47 | 20 | 60 | 23 | 1,638 | 1,511 | 3,299 |

| 防疫等作業手当の特例（第2号相当） | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 | 特別区 | その他市町村 | 一部事務組合等 | 合計 |
|-------------------|------|------|-----|-----|--------|---------|-------|
| I 防疫等作業手当の特例を創設 | 4 | 0 | 4 | 4 | 155 | 59 | 226 |
| 制定状況 | | | | | | | |
| ① 条例・規則等を改正、制定 | 3 | 0 | 2 | 4 | 94 | 30 | 133 |
| ② 今後改正予定 | 1 | 0 | 2 | 0 | 61 | 29 | 93 |
| II 検討中 | 23 | 9 | 35 | 3 | 578 | 219 | 867 |
| III 創設予定なし | 20 | 11 | 21 | 16 | 905 | 1,233 | 2,206 |
| 合計 | 47 | 20 | 60 | 23 | 1,638 | 1,511 | 3,299 |

| 防疫等作業手当の特例 | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 | 特別区 | その他市町村 | 一部事務組合等 | 合計 |
|----------------------|------|------|-----|-----|--------|---------|-------|
| 第1号相当、第2号相当ともに創設予定なし | 0 | 0 | 0 | 4 | 697 | 1,123 | 1,824 |

※ 防疫等作業手当の特例（第1号相当）に記載の第1回調査結果については、前回調査時点では未回答であった団体の回答も反映している。

※ 「作業場所について」、「作業要件について」において、重複があるため合計団体数は一致しない。

※ 作業場所を限定していない場合は、⑤～⑦全てに計上

※ 作業要件を限定していない場合は、⑧及び⑨両方に計上

※ 第1号相当、第2号相当ともに創設予定なしの団体のうち、その他市町村19団体、一部事務組合等8団体においては、防疫等作業手当の特例以外の手当において、日額1,000円以上の手当措置を予定している。

○ 職員・職種を限定している団体(④)について

・具体的な職員・職種の内容

学校職員・警察職員を除く職員、健康部及び保健センターに所属する職員、病院事業の職員、消防職員等

○ 選択肢以外の作業場所(⑦)について

・保健所、診療所、衛生研究所（検査機関）、感染者等の自宅・勤務先、感染者・クラスターが発生した施設、感染者が使用した施設、PCR検査の実施場所、警察施設、介護老健保健施設、老人福祉施設、火災・救急（災害）現場、避難所等

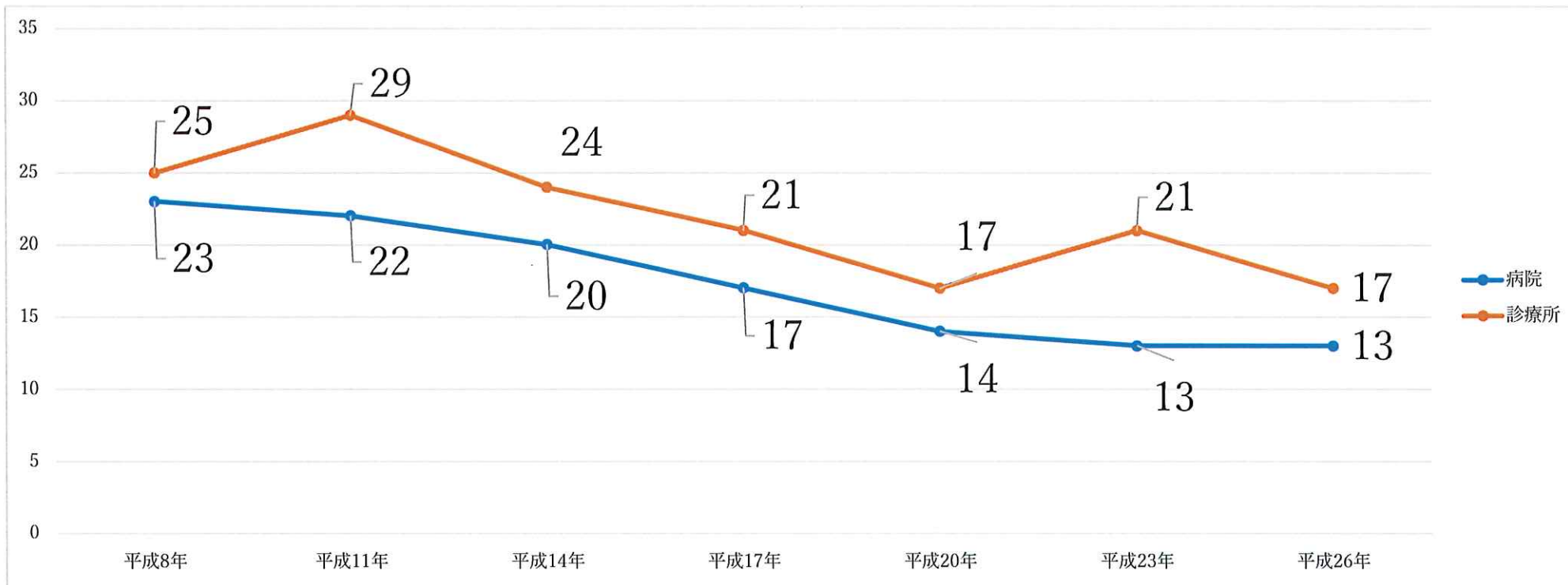
○ 選択肢以外の作業要件(⑨)について

・PCR検査（補助業務含む）、疫学的調査、検体採取、検体受付、検体梱包、検体の搬送、感染症不活性化処理、消毒、防護服等の脱衣補助、胸部X線検査業務、発熱トリアージ、感染者に接して行う健康管理、感染者の搬送・移送、火葬業務、避難所での体調不良者対応、保菌する家畜に対する処理作業等

○ 支給額について

・地方公共団体によっては、1回あたり、1時間あたりで支給額を定めているところもある。
・感染者への接触有無や作業時間に応じて支給額を調整（半額等）としているところもある。

分娩実施施設数の推移



助産師数の推移

| 年次 | | 平成8年 | 平成12年 | 平成14年 | 平成16年 | 平成18年 | 平成20年 | 平成22年 | 平成24年 | 平成26年 | 平成28年 | 平成30年 | 令和2年 |
|------|------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 助産師数 | | 328 | 368 | 302 | 333 | 301 | 299 | 297 | 288 | 318 | 326 | 337 | 336 |
| 勤務先 | 病院勤務 | 265 | 297 | 225 | 253 | 233 | 220 | 224 | 223 | 245 | 244 | 247 | 240 |
| | 診療所 | 23 | 22 | 34 | 40 | 38 | 45 | 41 | 35 | 40 | 45 | 46 | 45 |
| | 助産所（出張を含む） | 36 | 13 | 14 | 10 | 9 | 4 | 8 | 6 | 6 | 6 | 5 | 6 |
| | その他 | 4 | 36 | 29 | 30 | 21 | 30 | 24 | 24 | 24 | 27 | 31 | 39 |

資料：「衛生行政報告例」（厚生労働省）

記者発表資料
令和 3年 9月 9日
保健福祉部 医療政策課
担当：遠藤，日野
電話：022-211-2618

政策医療の課題解決に向けた 県立病院等の今後の方向性について

(経緯)

○ 昨年8月以来、日本赤十字社、独立行政法人労働者健康安全機構、宮城県立病院機構、東北大学、宮城県の5者で、仙台赤十字病院、東北労災病院、県立がんセンターの連携・統合について協議してきました。

○ 協議の中で、①がん医療、②周産期医療、③救急医療、④災害医療、さらには⑤新興感染症対策、⑥精神医療といった宮城県の政策医療の課題について整理を進めてきました。

○ 5者による協議を踏まえ、宮城県の政策医療の今後の方向性をまとめ、今般、県が新たな二つの枠組みを提案し、このことについて協議を開始することを合意しました。

(日本赤十字社と県の方向性)

○ ひとつは、日本赤十字社と宮城県との間において、周産期医療及び救急医療、災害医療、新興感染症対策を強化し、がんを総合的に診療できる拠点病院の整備について協議を開始します。

○ 具体的には、仙台赤十字病院とがんセンターを統合し、新たな拠点病院を整備することについて協議を開始し、診療内容を含む病院の規模などについて、来年度中の基本合意を目指します。

(労働者健康安全機構と県の方向性)

○ ふたつめは、独立行政法人労働者健康安全機構と宮城県との間において、精神医療及び災害医療、救急医療を強化し、地域の拠点となる総合的な診療ができる病院の整備について協議を開始します。

○ 具体的には、東北労災病院と県立精神医療センターを合築し、新たな拠点病院を整備することについて協議を開始し、診療内容を含む病院の規模などについて、来年度中の基本合意を目指します。

宮城県の政策医療の課題解決に向けた 県立病院等の今後の方向性

④

・少子高齢化と人口減少の進展等により、今後、限られた医療資源の中で、政策医療の課題を解決しながら、適切な医療を持続かつ安定的に提供していくためには、地域の医療機能の補完・連携を一層進めることが必要不可欠となっている。

